

ワクチン接種の考え方について

令和元年8月9日
農林水産省消費・安全局

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年8月7日18時00分現在

事例数: 34事例 (防疫措置対象: 68農場、3と畜場 127,620頭)				農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)			
発生場所	発生日	飼養頭数*(種別) ※飼養頭数は患畜確定時の頭数	措置完了日(〇日目)		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除		
			開始				完了	
①	豚一貫農場 (岐阜県岐阜市)	2018年 9月9日	546頭	9月9日	9月9日 6時00分	9月11日 14時00分	9月29日0時解除	10月10日0時解除
②	畜産センター公園 (岐阜県岐阜市)	2018年 11月16日	21頭	-	11月16日 1時00分	11月16日 15時00分	12月4日0時解除	12月15日0時解除
③	畜産研究所 (岐阜県美濃加茂市)	2018年 12月5日	503頭	12月5日	12月5日 5時30分	12月7日 15時32分	12月25日0時解除	1月5日0時解除
④	いのし飼養施設 (岐阜県関市)	2018年 12月10日	21頭(いのし)	-	12月10日 11時30分	12月11日 15時56分	12月29日0時解除	1月9日0時解除
⑤	農業大学校 (岐阜県可児市)	2018年 12月15日	10頭	-	12月15日 20時30分	12月16日 15時35分	1月3日0時解除	1月14日0時解除
⑥	豚一貫農場 (岐阜県関市)	2018年 12月25日	8,083頭	-	12月25日 7時30分	12月28日 8時10分	1月16日0時解除	1月26日0時解除
⑦	豚一貫農場 (岐阜県各務原市)	2019年 1月29日	1,609頭	-	1月29日 9時00分	1月31日 7時00分	2月18日0時解除	3月1日0時解除
	と畜場(㊦) (岐阜県岐阜市)	(関連と畜場)	150頭(係留頭数)		1月29日 17時45分	1月31日 7時00分	-	-
	豚肥育農場(㊧) (岐阜県本巣市)	(関連農場)	778頭		1月30日 13時20分	2月1日 6時50分	-	-
⑧	豚一貫農場 (愛知県豊田市)	2019年 2月6日	5,620頭	2月6日	2月6日 午前	2月12日 8時00分	3月2日0時解除	3月13日0時解除
	豚肥育農場(㊨) (愛知県田原市)	(関連農場)	1,611頭		2月6日 13時00分	2月10日 21時00分	-	-
	豚肥育農場(㊩) (長野県宮田村)	(関連農場)	2,444頭		2月6日 13時00分	2月8日 17時30分	-	-
	と畜場(㊪) (長野県松本市)	(関連と畜場)	38頭(係留頭数)		2月6日 11時00分	2月8日 17時30分	-	-
	豚一貫農場(㊫) (岐阜県恵那市)	(関連農場)	4,333頭		2月6日 9時00分	2月8日 17時10分	-	-
	豚肥育農場(㊬) (大阪府東大阪市)	(関連農場)	737頭		2月6日 9時30分	2月15日 17時30分	-	-
	豚肥育農場(㊭) (滋賀県近江八幡市)	(関連農場)	699頭		2月6日 10時30分	2月8日 17時45分	-	-

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年8月7日18時00分現在

事例数: 34事例 (防疫措置対象: 68農場、3と畜場 127,620頭)				農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)			
発生場所	発生日	飼養頭数※(種別) ※飼養頭数は患畜確定時の頭数	措置完了日(〇日目)		17日目 搬出制限区域 解除	28日目 移動制限区域 解除		
			防疫措置(殺処分、消毒等)					
			開始		完了			
⑨	豚一貫農場(1戸2農場) (愛知県田原市)	2019年 2月13日	1,740頭	-	2月13日 8時00分	2月24日 20時00分	3月17日0時解除	3月25日0時解除
	養豚団地関連(7戸14農場)(㊦) (愛知県田原市)	(関連農場)	15,585頭					
⑩	豚肥育農場 (岐阜県瑞浪市)	2019年 2月19日	5,765頭	-	2月19日 11時00分	2月23日 7時00分	3月13日0時解除	3月24日0時解除
⑪	豚一貫農場 (岐阜県山県市)	2019年 3月7日	1,503頭	-	3月7日 9時30分	3月9日 7時30分	3月28日0時解除	4月7日0時解除
⑫	豚繁殖農場 (岐阜県山県市)	2019年 3月23日	3,637頭	-	3月23日 9時00分	3月26日 7時00分	4月14日0時解除	4月24日0時解除
⑬	豚一貫農場 (愛知県瀬戸市)	2019年 3月27日	4,131頭	-	3月27日 12時40分	4月3日 19時30分	5月12日0時解除	5月23日0時解除
⑭	豚一貫農場 (愛知県田原市)	2019年 3月28日	1,730頭	-	3月28日 12時00分	4月5日 17時00分	5月24日0時解除	5月24日0時解除
	養豚団地関連(3戸3農場)(㊧) (愛知県田原市)	(関連農場)	6,421頭					
⑮	豚一貫農場 (愛知県瀬戸市)	2019年 3月29日	1,468頭	3月29日	3月29日 11時:50分	4月3日 19時30分	5月12日0時解除	5月23日0時解除
⑯	豚一貫農場 (愛知県田原市)	2019年 3月29日	1,014頭		3月29日 23時45分	4月2日 16時00分	6月17日0時解除	6月21日0時解除
⑰	豚一貫農場 (岐阜県美濃加茂市)	2019年 3月30日	666頭	-	3月30日 15時30分	3月31日 15時30分	4月18日0時解除	4月29日0時解除
⑱	豚一貫農場 (岐阜県恵那市)	2019年 4月9日	3,521頭	-	4月9日 11時18分	4月11日 17時00分	4月29日0時解除	5月10日0時解除
⑲	豚一貫農場 (愛知県瀬戸市)	2019年 4月10日	4,641頭	-	4月10日 15時00分	4月15日 18時00分	5月12日0時解除	5月23日0時解除
⑳	豚一貫農場 (岐阜県恵那市)	2019年 4月17日	9,830頭	-	4月17日 11時30分	4月22日 8時00分	5月10日0時解除	5月21日0時解除
	と畜場(ア) (岐阜県岐阜市)	(関連と畜場)	67頭		4月17日 17時00分	4月18日 8時00分	-	-

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年8月7日18時00分現在

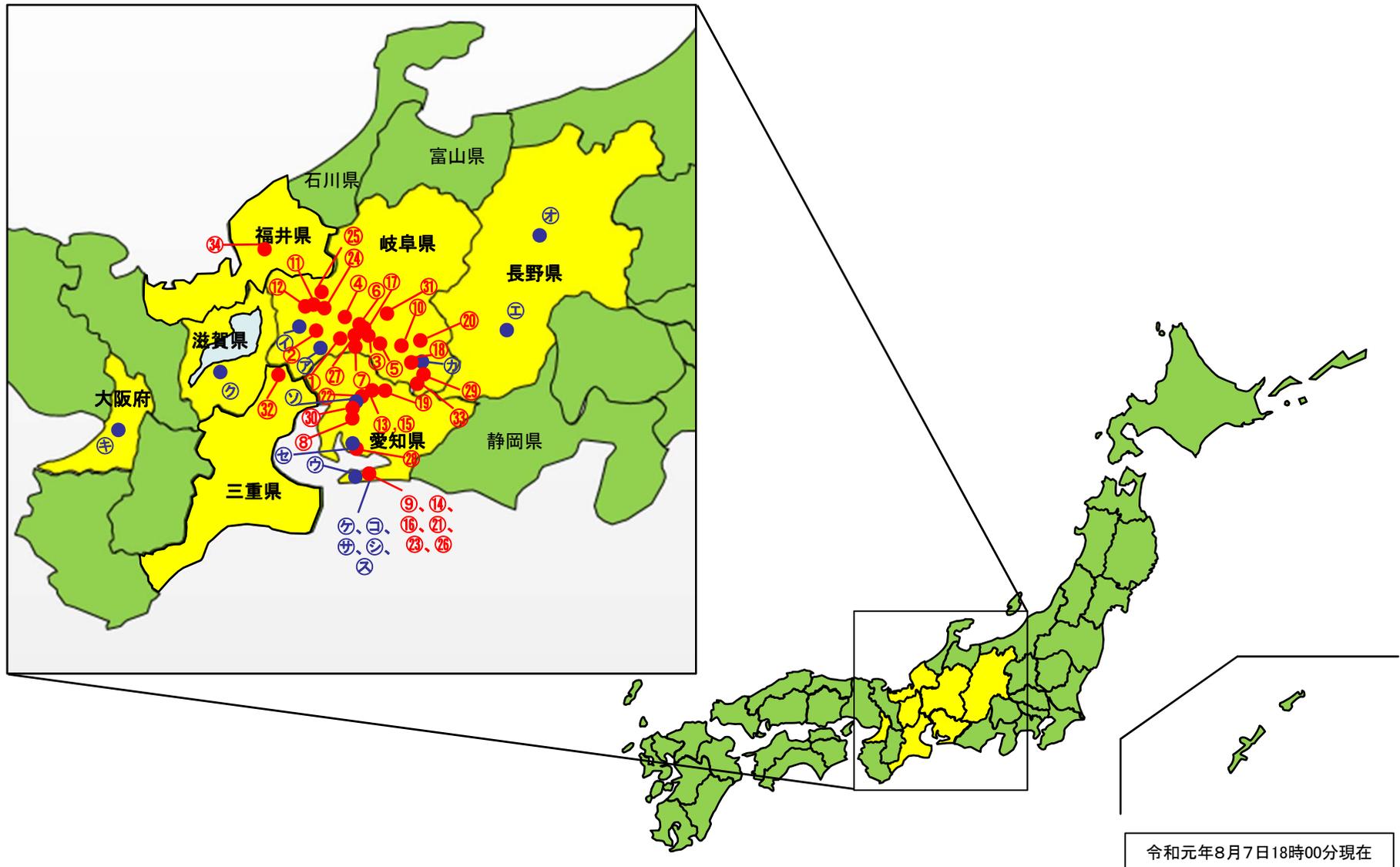
事例数: 34事例 (防疫措置対象: 68農場、3と畜場 127,620頭)				農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)			
発生場所	発生日	飼養頭数*(種別) <small>*飼養頭数は患畜確定時の頭数</small>	措置完了日(〇日目)		17日目	28日目		
			防疫措置(殺処分、消毒等)		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除		
			開始				完了	
⑳	豚一貫農場 (愛知県田原市)	2019年 4月21日	1,024頭	—	4月21日 11時40分	4月25日 19時00分	5月24日0時解除	5月24日0時解除
	豚肥育農場(㊥) (愛知県田原市)	(関連農場)	391頭	—	4月21日 10時45分	4月25日 19時00分	-	-
	豚肥育農場(㊦) (愛知県田原市)	(関連農場)	311頭	—	4月22日 12時00分	4月24日 19時00分	5月12日0時解除	5月23日0時解除
㉑	豚一貫農場 (愛知県瀬戸市)	2019年 4月22日	966頭	—	5月17日 16時00分	5月23日 20時00分	7月7日0時解除	7月15日0時解除
㉒	豚一貫農場 (愛知県田原市)	2019年 5月17日	3,433頭	—	5月17日 16時00分	5月23日 20時00分	-	-
	養豚団地関連(1戸1農場)(㊧) (愛知県田原市)	(関連農場)	1,304頭	—	5月25日 15時00分	5月28日 8時00分	6月15日0時解除	6月26日0時解除
㉓	豚一貫農場 (岐阜県山県市)	2019年 5月25日	2,040頭	—	6月5日 18時10分	6月10日 8時20分	6月28日0時解除	7月9日0時解除
㉔	豚肥育農場 (岐阜県山県市)	2019年 6月5日	7,429頭	6月6日	6月12日 14時45分	6月16日 10時00分	7月7日0時解除	7月15日0時解除
㉕	豚一貫農場 (愛知県田原市)	2019年 6月12日	1,271頭	—	6月23日 18時00分	6月25日 12時50分	7月13日0時解除	7月24日0時解除
㉖	豚一貫農場 (岐阜県関市)	2019年 6月23日	1,193頭	—	6月29日 19時15分	7月9日 23時50分	7月28日0時解除	8月7日0時解除
㉗	豚一貫農場 (愛知県西尾市)	2019年 6月29日	1,141頭	—	6月29日 19時15分	7月9日 23時50分	-	-
	養豚団地関連(4戸6農場)(㊨) (愛知県西尾市)	(関連農場)	6,687頭	—				

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年8月7日18時00分現在

事例数: 34事例 (防疫措置対象: 68農場、3と畜場 127,620頭)				防疫対応状況(予定は最短の場合)			
発生場所	発生日	飼養頭数*(種別) <small>*飼養頭数は患畜確定時の頭数</small>	農林水産省 対策本部	措置完了日(〇日目)		17日目	28日目
				防疫措置(殺処分、消毒等)		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
				開始	完了		
②9 豚一貫農場 (岐阜県恵那市)	2019年 7月3日	4,810頭	—	7月3日 23時00分	7月7日 15時15分	7月25日0時解除	8月5日0時解除
③0 豚肥育農場 (愛知県長久手市)	2019年 7月8日	583頭	—	7月8日 9時00分	7月12日 17時00分	7月31日0時解除	8月10日0時解除予定
	豚肥育農場(〇) (愛知県瀬戸市)	関連農場				217頭	—
③1 豚一貫農場 (岐阜県七宗町)	2019年 7月10日	405頭	—	7月10日 7時00分	7月11日 14時30分	7月29日0時解除	8月9日解除0時予定
③2 豚一貫農場 (三重県いなべ市)	2019年 7月24日	4,189頭	—	7月24日 21時00分	7月30日 22時00分	8月17日0時解除予定	8月28日0時解除予定
③3 豚一貫農場 (岐阜県恵那市)	2019年 7月27日	1,007頭	—	7月28日 2時00分	7月30日 10時30分	8月17日0時解除予定	8月28日0時解除予定
③4 豚一貫農場 (福井県越前市)	2019年 7月29日	297頭	7月31日	7月29日 20時00分	8月1日 9時30分	8月19日0時解除予定	8月30日解除0時予定

豚コレラの防疫措置対応(概要)



豚コレラ対策に係る歴史

日本	EU	OIE
<p>1969年、生ワクチン実用化</p> <p>1992年、熊本で最終発生（恒常的にワクチン接種を実施していたが、生産者からもコスト縮減の一環として豚コレラ撲滅、ワクチンに頼らない防疫対策への転換の要望）</p> <p><u>1996年、豚コレラ撲滅対策開始</u></p> <p>2000年、ワクチン接種を原則禁止、輸入検疫を強化（使用には都道府県知事の許可が必要）</p> <p>2004年、鹿児島県においてワクチン由来ウイルスによる疑似患畜が5事例相次いで発生。ワクチンを使用せず殺処分により対応。ワクチン接種豚（抗体陽性豚）の存在が防疫の支障になったとして<u>全面中止の提言</u></p> <p><u>2004年、それまでのBSE等の家畜伝染病の発生を受け、飼養衛生管理基準を新設</u></p> <p>2006年、ワクチンを全面中止。<u>防疫指針でワクチンを「緊急時の対応」として位置づけ。</u></p> <p>2007年、豚コレラ清浄国宣言（ワクチン中止から1年経ったため）</p> <p><u>2014年、口蹄疫の発生による家畜伝染病予防法の改正により、飼養衛生管理基準を改正、指導・勧告・命令規定を新設</u></p> <p>2015年、OIEにより清浄国認定</p>	<p><u>1980年、豚コレラ撲滅プログラムを策定（EEC/80/217）し、全EU諸国が5年以内にワクチン非接種清浄になることを目指し、豚コレラ感染地域において、ワクチン接種を段階的に中止する方針となった。</u></p> <p>1990年代、欧州で豚コレラ大流行するも、ワクチン接種をせずに清浄化を達成。</p> <p>1990年代以降、ドイツでは野生イノシシ由来で家畜で豚コレラが発生するも、野生イノシシへの経口ワクチン散布により2009年家畜において豚コレラ清浄化を達成。</p> <p><u>現在は、豚コレラ防疫措置に関するEU法（2001/89/EC）に基づき、ワクチン接種は原則禁止。</u></p>	<p>1994年、WTOの発足、SPS協定ができたことにより、国際基準としてのOIEステータスの重要性が拡大。経済的な合理性や技術的要件から優先度を設け、疾病毎に順次協議を開始。</p> <p>2010年、豚コレラに関する議論を開始。</p> <p>2013年、OIE総会において、豚コレラを公式認定疾病とすることが採択。</p> <p>2015年、豚コレラの公式認定開始</p>

動物疾病制御の国際的な考え方（OIEコード等から抜粋）

【基本原則】

動物疾病への対処は、疾病の撲滅を目指すことが基本的な考え。

【対策の方向性】

・ 病原性や伝播力が強く、発生した場合に経済的影響が大きい疾病（牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、BSE、小反芻獣疫、アフリカ馬疫）については、OIEが清浄性を公式に認定しており、貿易上の利点になることから、加盟国各国が認定取得により清浄化を目指している。（アフリカ豚コレラについては協議中）

・ 加盟国各国の実効性や経済的な理由などから、撲滅には汚染度合に応じて段階的対応が必要であることから、ワクチンの使用など疾病を上手くコントロールし、発生頻度を抑える対応も容認されている。

豚コレラ清浄国（2019年5月現在）

米国、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、チリ、オーストラリア、ニュージーランド、英国、フランス、ドイツ、スペイン、イタリア等（34か国）

【一部非清浄地域を含む国】 ブラジル、コロンビア（2か国）

【一時停止中の国】 日本（1か国） ※アジア地域において清浄国なし

・ 清浄化を達成した欧米諸国では、安定的な貿易を維持する観点から、再度発生があったとしても 早期淘汰による封じ込めにより、迅速に清浄化させることを目指している。

・ 農場のバイオセキュリティ向上による発生予防策が推奨されている。

【その他】

・ 最終的には国全体の清浄性を目指すべきであるものの、加盟国各国の実情にあわせてゾーニングの適用（清浄地域の設置）も選択肢の一つ。

家畜伝染病予防法における監視伝染病のまん延防止対策の比較

	悪性度の高い家畜伝染病（第16条）	左記以外の家畜伝染病（第17条）	届出伝染病（第4条）
対策の考え方	伝播力が強く病原性が高い疾病。 本伝染病が発生した場合には、急速にまん延し、家畜に甚大な被害が生じ、我が国の畜産業に重大な影響を与えるおそれがある。そのため、 早急に発生農場における病原体の封じ込め措置を行う必要 がある。	左記の 家畜伝染病より伝播力が弱い が、 病原性が高い疾病 。患畜等が確認されたとしても、同一農場で飼養する家畜の大部分を同時に処分しなければならない事態は想定されにくい。しかし、対策を講じなければ、農場や地域に常在化するおそれがある。そのため、 防疫を強化し、まん延の根源である病原体の清浄化を中長期的に目指す。	常在化している疾病であり、 家畜伝染病より伝播力も弱く、病原性も弱い疾病 。家畜所有者が自己の経営判断において 自主的に予防策を実施すべきもの 。
疾病例	牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性又は低病原性鳥インフルエンザ、BSE	小反芻獣疫、アフリカ馬疫、ヨーネ病、ニューカッスル病 等	豚流行性下痢（PED）、豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）等
家畜伝染病予防法上の規定	家畜の所有者は、直ちに患畜及び疑似患畜を殺さなければならない（第16条） 農場内の全ての家畜を患畜又は疑似患畜としてと殺しなければならず、畜産経営の継続を十分に支援するため、所有者に対して、家畜の評価額全体に相当する手当金及び特別手当金を交付する（第58条） 病原体をひろげるおそれのある家畜及び物品の移動を制限することができる（第32条）	都道府県知事は、検査により患畜が決定した場合には、家畜の所有者に期限を定めて患畜の殺処分を命ずることができる（第17条第1項第1号） 所有者に対して、防疫措置の実施によって生じた損失に着目した手当金を交付する（第58条）	隔離、治療、ワクチン接種等の予防措置が効果的であり、強力な措置を講ずる必要はないことから、疾病の発生状況を把握することに重きが置かれている。

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（抜粋）

平成25年6月26日農林水産大臣公表

平成30年10月31日一部改正

第13 ワクチン（法第31条）

1 豚コレラのワクチンは、感染を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。

2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、豚コレラについて予防的殺処分は認められていない。）。①埋却を含む防疫措置の進捗状況 ②感染の広がり（疫学関連農場数） ③環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状况）

3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。①実施時期 ②実施地域 ③対象家畜 ④その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種豚等の配置、移動制限の対象等）

4 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に対し手配する。

5 農林水産省は、ワクチンについて、必要に応じて、更に研究・検討を進める。

農場における豚コレラ対策

1 飼養衛生管理の徹底

これまでの発生事例による疫学調査によると、感染野生イノシシや近隣の発生農場に由来するウイルスが、人、車両、野生動物、給餌車及び豚の移動を介して農場内及び豚舎内に侵入した可能性が指摘されているところ。これを受けて、

- ① 毎日の健康観察と早期通報・相談
 - ② 野生動物の侵入防止対策の徹底
 - ③ 適切な洗浄・消毒
 - ④ と畜場等の畜産関係施設での交差汚染防止対策の徹底
 - ⑤ 畜産資材を導入する場合の対策の徹底
- 等について改めて周知。

拡大豚コレラ疫学調査チームによる現地調査時の確認状況

2019/7/31時点

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AD	AE	AF	
1. 人・車両等の出入り対策																																			
長靴の履き替えや洗浄が不十分			●				●	●		●		●			●	●			●	●		●		●	●		●		●	●		●		●	
作業服着替え不十分、防護服・手袋未使用	●	●	●		●	●		●		●	●	●			●	●		●	●	●	●						●	●	●	●		●	●	●	
立入車両の消毒が不十分										●					●	●		●	●		●	●				●	●		●	●				●	
重機、一輪車等の消毒が不十分			●			●		●						●	●											●	●	●		●	●	●		●	
豚舎間を歩かせて飼養豚を移動	●	●				●	●			●					●		●			●							●		●	●	●	●		●	
2. 野生動物侵入防止対策																																			
野鳥の侵入			●	●					●											●		●	●				●	●							
野良猫の侵入、猫の飼養		●	●	●								●	●		●	●			●	●	●							●			●	●			
ネズミの侵入	●	●			●	●				●	●	●	●	●		●	●			●	●	●	●					●		●	●	●	●		

注：順不同であり発生順ではない

予防対策の重要ポイント



2018年10月31日農水省Webページ

- ①人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗淨・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
 - ・人・物の出入りの記録
 - ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ
- 摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底**

- ②野生動物対策
- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
 - ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
 - ・死亡家畜の処理までの間、野生動物
- に荒らされないよう適切に保管**

2 早期出荷対策

陽性野生イノシシ10km圏内農場において以下の事業を活用可能。

1、2及び4については発生農家を除く。3については発生農家も対象に含む。

1 早期出荷奨励金（補助率：1/2）

基準額 肥育豚：39,000円/頭、繁殖豚：評価額

レンドリング処理 上限5,000円/頭（哺乳豚上限3,000円/頭）

2 経営再開支援（補助率：定額（1/2相当額））

空舎期間中の固定経費相当分を支援

肥育豚：12,000円/頭、繁殖豚57,000円/頭

3 衛生管理向上支援

①衛生管理強化に要する施設整備等を支援（補助率：1/2）

②地域で取り組む衛生管理資材の導入・備蓄を支援（補助率：定額）

4 繁殖母豚再導入支援

早期出荷を行った農家による繁殖母豚の再導入を支援

（補助率：1/2（上限40,000円/頭））

豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業を活用した 衛生管理強化のイメージ

【整備内容例】

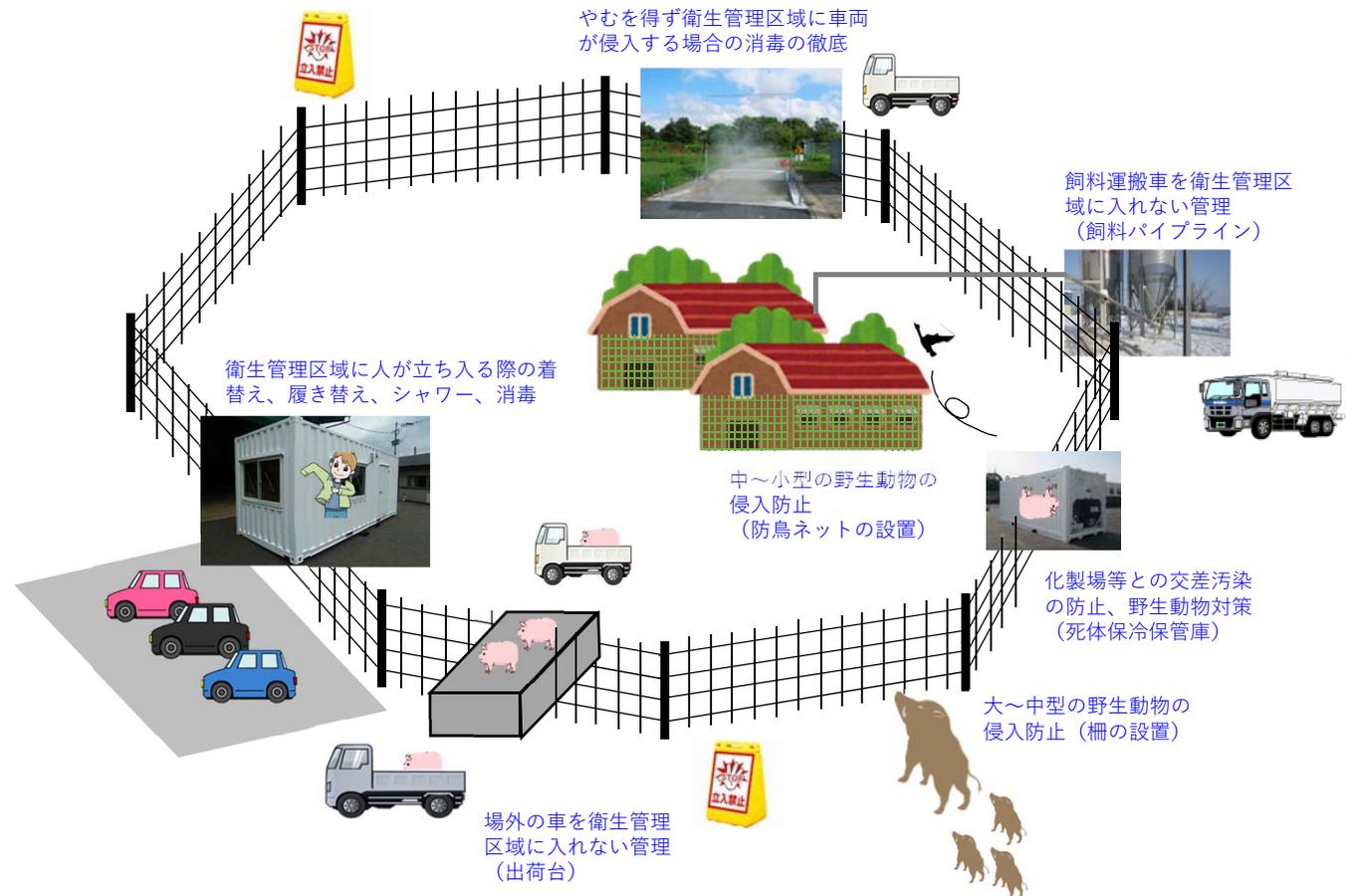
1. 農場の衛生管理区域の厳格区分

- ・更衣室・シャワーユニット
- ・パスボックス
- ・燻蒸庫
- ・出荷台
- ・車両消毒施設
- ・飼料搬入パイプ
- ・野生動物侵入防止フェンス
- ・注意喚起看板
- ・死体保冷保管庫
- ・高压洗浄機

2. その他発生予防・まん延防止

- ・飲水消毒装置
- ・豚舎間通路
- ・防鳥ネット
- ・小動物侵入防止（壁等補改修）

※これらと同様の効果がある資材の導入も可能とすることで調整中



☞ 整備内容例をもとに、整備が必要な項目、見積り（上限枠なし）、農場内配置図等を記載した計画を提出いただき、専門家による現場確認等を経て精査・決定する仕組みを調整中

ワクチンを接種した場合の防疫上の留意点

【技術上の課題】

- ・ ワクチンを接種した農場においても、全ての豚が十分な免疫を得るとは限らず、豚コレラウイルスによる感染の可能性は残る。
- ・ ワクチンを接種した場合、ウイルスが農場に侵入し感染した場合でも、症状を示すものは少なく、また、感染した豚とワクチン接種をした豚を検査（抗体）で区別できない。



【懸念点】

- ・ 感染の発見が遅れてしまい、感染を拡げてしまうおそれ。
- ・ 感染した豚や豚肉・肉製品を流通させてしまい、ウイルスを他の地域に拡げ、さらに定着させてしまうおそれ。



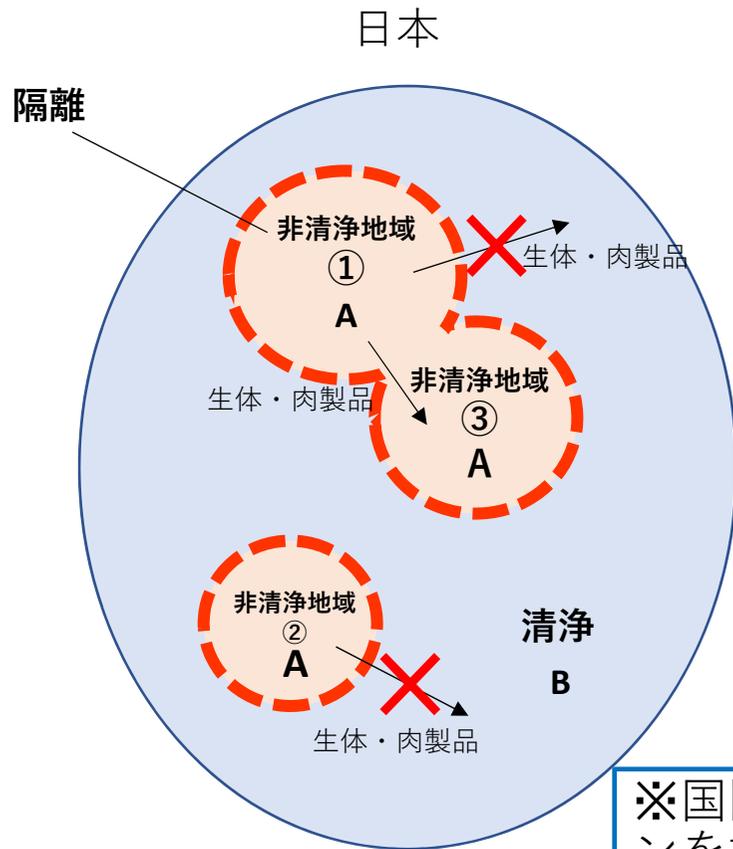
【ワクチン接種時に必要な対応】

- ・ ワクチン接種を行う場合は、地域全体で接種し、接種した豚には耳標を付け、ワクチン接種をした豚と接種していない豚が一緒にいないようにすることが必要。
- ・ 他の地域にウイルスを拡げないよう、ワクチン接種をした豚や接種豚に由来する豚肉・肉製品の流通経路を明らかにできるよう（トレーサビリティ）にし、地域外に出ないようにしておくことが必要。

ワクチン接種をしてもその他の地域を清浄地域とする条件

国内の一部の地域（A）が、他の地域（B）と豚や豚肉・豚肉製品の動きがきちんと分けられ、別の国との関係と同じような状況になっていることが必要。

Aの都道府県（防疫の主体） = 非清浄地域



A（非清浄地域）からB（清浄地域）に豚、豚肉・豚肉製品を出さない。

- ・ 県による流通管理が必要

Bの地域 = 清浄地域

- ・ 非清浄地域の豚や豚肉・豚肉製品が清浄地域に流出していないことが確認されている限り、輸出国との交渉によるが、輸出の継続が可能。

※国際獣疫事務局（OIE）のルールに則らずにワクチンを接種した場合、日本全体が「非清浄国」となる

豚コレラの清浄性認定の要件等

1. OIEによる清浄国の要件

- 過去12か月間に飼養豚における豚コレラの発生がないこと
- 過去12か月間豚コレラサーベイランスが実施されていること
- 過去12か月間に（ワクチン接種豚と感染豚を識別する手法がない限り）飼養豚への豚コレラワクチン接種が行われていないこと
- 輸入される豚及び豚肉は関連条項の要件に従うこと（生体は、過去3ヵ月清浄国/地域で飼養されていたこと、ワクチン接種されていないこと等）

2. 清浄国において豚コレラ発生があった場合のステータス回復の要件

以下のいずれかの要件を満たした際に、清浄ステータス回復の申請が可能

- ①ワクチンを接種せず殺処分による防疫措置を行った場合、最終発生から3か月経過すること
- ②緊急ワクチン接種を行い、最終発生かつワクチン接種豚をと畜してから3か月経過すること
- ③予防的ワクチン接種を実施し、出荷した場合、ワクチン接種中止かつ最終発生から12か月経過すること

※日本は2018年9月以降、清浄国のステータスが一時保留中。

2年以内に清浄性を回復できない場合は非清浄国となる。

ワクチン接種に要する費用（国の負担）

		家畜防疫員旅費	雇上げ獣医師 手当て	ワクチン
①	緊急 (都道府県知事命令第31条) (都道府県知事許可第50条)	○ (全額)	1 / 2	備蓄の譲与
②	予防義務 (都道府県知事命令第6条) (都道府県知事許可第50条)	○ (全額)	1 / 2	1 / 2
③	任意 (都道府県知事許可第50条)	X なし	X なし	X なし

〔対応方針〕

→ 防疫指針の緊急のワクチン接種の条件には該当しないことから、防疫指針を改正し、②の対応。

① 風評被害が発生する恐れ

→豚コレラは人に感染せず、ワクチンも安全だが、いつもと違うものと受け取られる可能性

② ワクチンを打った豚であっても、その豚のみならず生肉も感染源となり得る（流通関係者の協力のもとでの流通経路の確認・制限（トレーサビリティ）が必要）

③ ワクチン接種に係るコストが長期間発生

④ 輸入圧力が強まる恐れ

→これまで輸入を禁止していた豚コレラの発生国・地域から輸入をせまられる可能性がある

⑤ 輸出解禁が難しくなる

→国内に豚コレラの発生がないとして輸出解禁を要請していたEUや北米などへの交渉ができなくなる。